

国立市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第4項各号に掲げる債権及び国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権を除いたものをいう。

(2) 市の債権の管理に関する事務 市の債権について、市が債権者として行う債権の保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(債務者への指導助言)

第5条 市長は、市の債権の管理に関する事務を遂行するに当たり、債務者について金銭消費貸借契約その他の事由による金銭債務等が累積していることが判明した場合は、債務者の生活再建に資するよう、当該事務を通して債務整理等に関する適切な指導助言を行うものとする。

(台帳の整備)

第6条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理台帳を整備するものとする。

(徴収計画)

第7条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収に係る計画を策定するものとする。

(納入の通知)

第8条 市長は、市の債権に係る歳入を収入するときは、法令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(督促)

第9条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の督促は、督促状を発して行うものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、市の債権（時効による消滅について援用を要するものを除く。第3項において同じ。）について、前条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に、同条第1項の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）につき年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、市の債権について、前条の履行期限までに納付がないことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(強制執行等)

第11条 市長は、市の債権について、第9条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第14条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第15条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている市の債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある市の債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない市の債権（第1号に該当する市の債権で同号の

措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第12条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第13条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第14条 市長は、市の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第15条 市長は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、

その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る市の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

（履行延期の特約等に付する条件等）

- 第16条 市長は、市の債権について、前条の規定により履行期限を延長する特約又は処分をするときは、次に掲げる事項を定め、又は条件を付するものとする。ただし、市長が特に認める理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 遅延損害金に関する事項（時効による消滅について援用を要する債権の場合に限る。）
- (2) 履行期限の繰上げに関する事項又は条件
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項又は条件
（免除）

- 第17条 市長は、第15条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした市の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに

近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第18条 市長は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 市の債権(時効による消滅について援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が債権につきその責任を免れたとき。

(3) 第11条に規定する強制執行等の手続又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない市の債権について、強制執行等の手続又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(4) 第14条に規定する徴収停止の措置をとった市の債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

(5) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第14号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、市の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により市の債権を放棄したときは、当該年度に係る決算と併せて議会に報告しなければならない。

(個人情報収集・利用等)

第19条 市長は、市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報(国税通則法(昭和37年法律第66号)第126条及び地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の秘密に該当する情報は除く。次項において「債務者情報」という。)を、他の実施機関(国立市個人情報保護条例(平成14年12月国立市条例第36号)第2条第1項第2号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)から収集し、又は目的外に実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき債務者情報を収集し、又は目的外に利用し、

若しくは提供するときは、市の債権の管理に関する事務の遂行以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条及び付則第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定は、平成27年4月1日以後に発生する市の債権（時効による消滅について援用を要するものを除く。）について、適用する。
- 3 平成26年4月1日前に法令等の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。